



## 文部科学省所管の研究開発法人発ベンチャー創出に係る取組の例

### 理研の取組

- 研究資源(ヒト・モノ・カネ)のマッチングによる企業と理研の一体チームを組織した研究開発の実施など、基礎研究から実用化研究まで、企業と理研が一定期間伴走(共同研究)し、円滑に技術移転を図る制度(パトゾーン制度)を運用し、事業化を促進。
- 理研の研究成果の迅速な普及と実用化を目指したベンチャー企業を創出するため「理研ベンチャー認定・支援制度」を設け、積極的に支援(累計47社：うち2社上場、2社M&A)。
- あわせて、理研と企業との共同研究の促進や理研ベンチャーへの支援活動等を行う、「イノベーション事業法人(仮称)」を出資により設立することを検討中。



### NIMSの取組

- 物質・材料研究を総合的に行う中核機関として、基礎研究と民間企業のニーズの融合による未来を見据えた非連続な革新材料等の創出に向けたオープンプラットフォームの形成や最先端研究施設・設備の共用体制整備等を推進することで、アカデミアのみならずベンチャー企業・中小企業を含む事業化に向けた研究開発への支援を実施。
- ベンチャーへの支援として、認定企業に対し、特許等の実施許諾等の契約一時金免除、NIMSの施設・設備の廉価使用、NIMSが顧問契約をしている法務、知的財産等に係る専門家への相談を無料とするなど支援。(累計14社)